

# 通勤災害として認められる範囲は

## 1. 通勤災害とは

### (1) 通勤災害とはどのようなものか

通勤災害制度は、労働者災害補償保険法に基づく労災保険制度のうちのひとつで、通勤に起因して生じた労働者の負傷、疾病、傷害、死亡に対して、労働者やその遺族に対し、迅速かつ公正な保護のために必要な保険給付を行う制度です。

### (2) 「業務災害」と「通勤災害」

労災保険の内容は、「業務災害」と「通勤災害」の2つに分けられます。

「業務災害」とは、労働者が就業中に、業務が原因となって発生する災害であり、事業主の支配下で起こった災害をいいます。業務災害については事業主に無過失の責任があるとされており、療養補償その他の補償をしなければならないと定められています。

これに対し、「通勤災害」は通勤の途上において発生する災害をいいます。業務に就くために移動し、あるいは業務を終えて移動する行為であり、そのとき労働者は事業主の支配下にはありません。どこに住むか、どんな経路で、どんな方法で通勤するかは、労働者に裁量があり、事業主には通勤災害の発生を防ぐ手段がありません。こうしたことから、通勤災害については、事業主に無過失の責任があるとはされていません。

業務災害と通勤災害の取扱いの違いをまとめると、以下のようになります。

	業務災害	通勤災害
労働基準法による使用者の補償義務	あり	なし
労働者の費用負担	なし	あり
事業主からの費用の徴収	あり	なし
保険料率	業種により異なる	一律 0.8/1000
メリット制度	あり	なし
待機期間についての事業主の補償義務	あり	なし
解雇制限	あり	なし
年次有給休暇の要件の算定にあたっての休業期間についての取扱い	出勤したものとみなされる	出勤したものとみなされない

## 2. 通勤災害の範囲

### (1) 通勤災害の範囲

通勤災害において認められる通勤とは、『労働者が、「就業に関し」、①「住居」と「就業の場所」との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③①に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動を、「合理的な経路及び方法」により行うこと』をいい、業務の性質を有するものは、業務災害に該当するものとして除外されています。

また、通勤に際して移動の経路を「逸脱」し、または移動を「中断」した場合においては、当該逸脱または中断の間及びその後の移動は、通勤としないものとされています。ただし、この逸脱または中断が、「日常生活上必要な行為でやむを得ない事由」により行うための最小限度のものである場合は、逸脱または中断の間を除き、通勤とされることになります。それでは、この通勤災害に該当するかどうかを判断する要素について、みていきましょう。

### (2) 「通勤による」とは

通勤災害の保険給付の対象となるのは、その災害が「通勤による」場合に限定されています。通勤によるとは、通勤と災害の間に相当因果関係があること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したということが必要になります。通勤の途中で被災した場合であっても、通勤をしていることが原因となって災害が発生したものでなければ、通勤災害とは認められません。

○	自動車にひかれた場合
○	電車が急停車したために転倒し、怪我をした場合
○	駅の階段から転落した場合
○	歩行中にビルの建設現場からの落下物によって怪我をした場合
○	危険物運搬車が転倒し、流出した有害物質により急性中毒にかかった場合
×	自殺など、被災者の故意によって生じた災害の場合
×	私的な怨恨によって生じた災害である場合

【事例1】通勤途中の救助行為で災害に遭った場合には

Q. マイカーでの通勤の途中、故障して立ち往生している車があり、その車の運転手から車を近くの自動車整備工場まで引っ張っていくように頼まれた。その途中で牽引用のロープがはずれ、腕を殴打し、負傷した。この場合は通勤災害の対象となるか。

A. × 通勤災害であるためには、通勤に通常伴う危険が具体化したことが必要となります。一般に、通勤の途中で救助などの善意の行為を行った場合には、このような行為は通勤と関連のない行為であると考えられ、通勤災害として認められません。

→ 故障車が通勤途中の道路上に立ちふさがっており、他に迂回する道がなく、やむを得ず故障車を移動するために牽引した場合は、通勤と認められる場合があります。

(3)「就業に関し」とは

通勤災害における通勤とは、住居と就業の場所との間などを移動することが、業務に就くため、あるいは業務を終えたことに伴うものであること、つまり、その移動が業務と密接な関連をもって行われることが必要となります。

ここでいう業務には、事業主の命を受けて物品を届けに行くような場合も含まれます。また、全員参加が義務付けられている会社主催の行事に参加する場合でも業務と認められます。逆に、会社主催の行事ではあっても参加が任意とされているものの場合、強制参加ではない同僚の送別会等の場合は、業務とは認められません。さらに、労働者が労働組合の大会に出席するような場合は、労働組合に雇用されている専従役員については業務との関連性が認められますが、一般の組合員である従業員については業務とは認められないこととなります。

業務の終了後、事業場の施設内においてサークル活動や労働組合の会合などに出席し、帰宅するような場合には、社会通念上、就業と帰宅との直接的な関連性を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除き、業務との関連性が認められています。

○	事業主の命を受けて物品を届けに行く途中
○	業務の一環として社会人大学に通うその途中（自己啓発として通うものは×）
△	業務前または業務後にサークル活動や労働組合の会合に出席する場合
×	休みの日に私的な忘れ物を取りに会社に行く場合
×	任意参加の会社の飲み会に参加する場合

【事例2】労働組合の活動をした場合はどうなるか

Q. 業務終了後、会社の会議室で1時間半程度労働組合で用いる資料を作成し、その後帰宅する際に車にはねられ、負傷した。就業との関連性を認められるか。

A. ○ 業務終了後、労働組合の用務の為に費やした時間が社会通念上就業と帰宅との直接的関連性を失わせると認められるほど長時間といえるか否かがポイントとなります。本件では1時間30分であり、社会通念上就業との関連性を失わせると認められるほど長時間とはいえず、就業と帰宅との間には直接的関連性が認められます。  
→ 業務終了後、サークル活動のために2時間50分会社に残ってから帰宅する際に遭った交通事故は、就業と帰宅との関連性が認められなかったケースがあります。

【事例3】飲食店で得意先を接待した場合

Q. 得意先を接待した飲食店から帰宅する途中、交通事故に遭い怪我をした。就業との関連性が認められるか。

A. × この場合、接待が業務に該当するか否かが判断の基準となります。通例として、夜の酒食を伴う接待は、商談があったり、その後の業務の遂行を円滑にするためであったりしても、業務に該当するとはいえないとされています。

ただし、接待の目的や内容、出席者の立場等の様々な要素を総合的に考慮し、業務であると認められる場合には、その後の通勤は通勤災害とされる場合もあります。

【事例4、5】昼休みに外出した場合

Q. 昼休みに昼食を取るために自宅へ戻り、食事を終えて会社に戻る途中、交通事故に遭い怪我をした。就業との関連性が認められるか。

A. ○ 午前中の業務を終了して自宅へ帰り、その後午後の業務に就くために再び自宅から会社へ向かったものと考えられ、就業との関連性が認められます。

Q. 通常通り出勤後、子どもが病院に行くことになったので、上司の許可を得て幼稚園まで子どもを迎えに行き、病院で治療を受けさせた。治療後、子どもを幼稚園に預け会社に戻る途中、交通事故に遭い怪我をした。就業との関連性が認められるか。

A. × 業務を終了したことにより行われたものではなく、また、私的事情によるもので、就業との関連性は認められません。

(4)「住居」とは

住居とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところをいいます。したがって、家族と住んでいて、就業の場所に通勤する家からの場合だけでなく、以下のような場合も住居からの通勤と認められます。

○	家族の住む場所とは他に、会社の近くに単身でアパートを借りている場合
○	通常拠点とする家とは別にアパートを借りており、早出や深夜に及ぶ残業の際に泊まってそこから通勤する場合
○	勤務上の事情やストライキ等の交通事情、台風や大雪といった自然現象等による事情により、一時的にホテルなど通常の住居以外の場所に宿泊した場合
×	友人が宿泊するホテルに泊めてもらい、出勤する場合
×	前日泊まった婚約者宅から出勤する場合

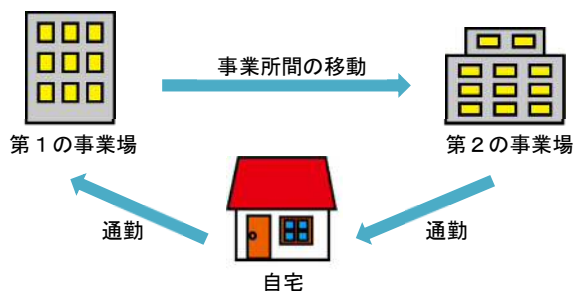
【事例6】自宅の車庫内で怪我をした場合

Q. マイカー通勤をしている労働者が、一戸建ての家の玄関ドアを出て自宅敷地内にある車庫に向かい、車庫内で予備のタイヤにつまづいて転倒し負傷した。通勤災害になるか。

A. × 自宅敷地内にある車庫内を通勤経路上といえるかどうかポイントとなります。住居と通勤経路との境界は、一般の人々が自由に通行することができるかどうかによって区分されます。車庫は自宅敷地内にあることから、通勤経路上とは認められません。このようなケースでは、通常「住居」と通勤経路との境界は、自宅の門や門扉、車庫のゲートなどになります。

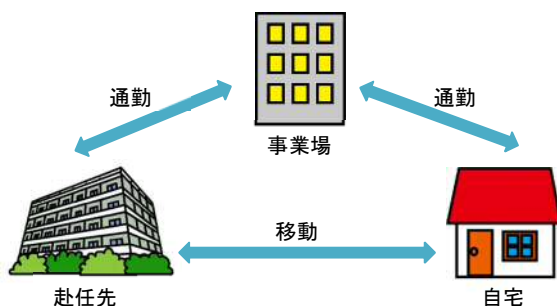
#### ◇ 複数就業者の事業場間の移動

労災では住居と就業の場所の間の移動のみならず、従業員が複数の事業所で雇用されているような場合には、第1の事業場と第2の事業場との間の移動についても、通勤災害と認められます。この場合は第2の事業所で通勤災害の手続をすることになります。



#### ◇ 単身赴任

要介護状態にある親族を介護しているときや18歳未満の子がいるときなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、単身赴任者において、赴任先と会社との通勤だけでなく、赴任先と帰省先の住居間の移動についても通勤と認められます。



赴任先住居、帰省先住居の移動については、以下の点に注意する必要があります。

- ① 転任が、事業主の命を受けて就業する場所が変わったこと、もしくは事業場が移転したことによるものであること
- ② 転任直前の住居と就業場所の距離が60キロメートル以上であること
- ③ 帰省先住居への移動に反復性、継続性がみられること
- ④ 原則として、移動が勤務日の当日または翌日に行なわれるもの、勤務日の当日または前日に行なわれるものであること

#### 【事例7】赴任先から帰省先への移動

Q. 赴任先住居から帰省先住居へ移動する際、乗車していた電車が踏切事故で遅延し、飛行機に乗り遅れてしまった。翌々日になった移動が通勤として認められるか。

A. ○ 原則として当日または翌日に行われるものに限られていますが、事故などによる遅延、交通マヒなど、合理的な理由があるときに限り、就業との関連性が認められることになっています。この件も交通機関の状況により飛行機に乗り遅れたものであり、やむを得ない事由として、就業との関連性が認められることになります。

(5)「就業の場所」とは

就業の場所とは、業務を開始し、または終了する場所をいいます。本来の業務を行う場所である会社の事務所や工場などの他だけではなく、事業主の命を受けて業務を行った場所も就業の場所として認められます。

○	得意先に物品を届けて、その得意先から直接帰宅する場合の得意先
○	全員参加が義務付けられ、出勤扱いとなる会社主催の研修会の会場
○	事業主の命を受けて得意先を接待する場所
○	事業主の命を受けて社外で行われる勉強会に参加する場合の勉強会の会場
×	会社の費用負担により会社主催で行われる宴会の会場
×	会議後に場所を変えて開かれた会議の慰労会の会場

【事例8】外勤業務に従事する従業員

特定エリアを担当している営業社員が最初の得意先へ向かう途中で交通事故により負傷した場合は、通勤災害となるのか。

A. ○ 外勤業務に従事し、特定のエリアに複数の用務先を受け持っている労働者が、直行直帰という就業形態をとる場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が業務終了の場所と認められます。したがって、自宅から最初の用務先への移動は通勤として認められます。

営業など外勤業務について、通達では「外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が、業務終了の場所と認められる」とされています。

したがって、このような場合は、自宅から最初の訪問先までの移動が「通勤」、その後、営業活動を行っている間については「業務」となり、最後の訪問先から自宅までの移動を「通勤」として取り扱うこととなります。

一方、上記のような特定の担当区域をもたない”飛び込み営業”などの外勤業務や、通常担当している区域以外の場所に出張を指示された場合は、通常の出張と同様、出張先へ向かう時点から、出張先から帰宅する間は、会社の支配下にあると考えられ、その間に業務に起因して起こった災害は、原則として業務災害となります。

(6)「合理的な経路及び方法」とは

合理的な経路及び方法とは、就業に関する移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。

合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、そのような経路が複数あっても、それらの経路がいずれも合理的な経路となります。一般的には当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が車庫を経由して通る経路などがそれにあたり、以下のような場合も合理的な経路として認められます。

○	タクシーを利用する際に、通常利用することが考えられる経路が複数ある場合
○	道路工事、デモやストライキなど、当日の交通事情を考慮し迂回する場合
○	他に子どもを監護する人がおらず、託児所等に子供を預けてから出勤する場合
○	深夜の帰宅時、人通りがない道を避けるため、通常利用している最寄駅ではなく1駅距離の遠い駅で下車した場合
×	合理的な理由なく著しく遠回りをする場合
×	鉄道の線路、鉄橋、トンネル等を歩行して通る場合

合理的な方法については、公共交通期間や自動車、自転車などを本来の用法に従って使用する場合など、通常利用されている方法であれば、その労働者が通常利用していたかどうかに関わらず、一般に合理的な方法として認められます。認められないような場合は以下のようなケースです。

×	免許を一度も取得したことのない者が運転する場合
×	泥酔して運転する場合
○	免許の更新忘れによる無免許運転の場合 → 給付の制限が行われる可能性も

【事例9】妻の勤務先に寄ってから通勤する場合

Q. マイカー通勤をしており、妻の勤務先に妻を送り届けてから自らの勤務先へ向かう途中、交通事故に遭った。この場合、合理的な通勤経路と認められるか。

A. ○ 夫と妻の勤務先が同一方向にあり、また距離も近いような場合では、マイカー通勤の場合夫婦の一方が自らの通勤途上で他方を送っていくことは一般的に行われるものと考えられるため、この場合も合理的な経路と認められます。

【事例10】河川の氾濫に飲み込まれた場合

Q. 台風のため近くの河川が氾濫し、道路上を50センチメートルの深さまで浸水している箇所を徒歩で通過しようとして、流れに飲み込まれて被災した。同僚労働者も浸水箇所を渡っており、また、現場は特に通過禁止措置はとられていなかった。

A. ○ 浸水している箇所をあえて通行する行為に合理性が認められるかどうかのポイントとなります。同僚労働者も通行していたこと、通行禁止措置も取られていなかったことから、浸水した経路を通過した行為は合理性を失っているとはみなされず、合理的な経路、方法と認められます。

(6)「業務の性質を有する」ものを除くとは

「業務の性質を有するもの」とは、就業に関する移動そのものが事業主の支配下にある業務とされ、通勤災害ではなく業務災害として判断されるものをいいます。

業務	出張先へ向かう途中に交通事故に遭った場合
業務	会社の送迎バスで事故に遭った場合

【事例 1 1】休日に呼び出しを受けた場合

Q. 緊急用務のために休日に呼び出しを受け、その途中で交通事故にあった。この場合は通勤災害となるのか。

A. × 通常の出勤ではなく、突発事故に対応するために出勤する場合は、住居を出発してから帰宅するまで事業主の支配下にあると考えられますので、この間の往復により被災した場合は、原則として通勤災害ではなく、業務災害とされます。

【事例 1 2】出張先で飲酒した場合

Q. 出張先のホテルで、酒に酔い階段から足を踏み外して負傷してしまった。出張中の事故なので、通勤災害、あるいは業務災害となるのか。

A. × 出張中は、その用務の成否や遂行方法などについて包括的に事業主が責任を負っているとされ、その期間中は事業主の支配下にあるといえます。しかし、積極的な私用・私的行為・恣意行為等にわたるものについては、業務遂行性がなく、業務上の災害とは認められません。この件の場合は、通勤災害も、また業務災害としても認められません。



(7)「逸脱」「中断」「日常生活上必要な行為」とは

◇ 逸脱・中断

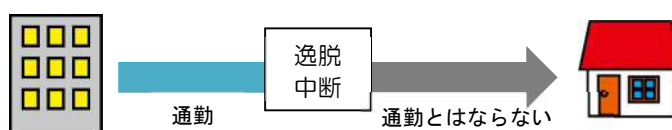
逸脱とは、通勤の途中において就業や通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、中断とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことをいいます。逸脱・中断に該当するのは、以下のような場合です。

映画館に行く場合
飲み屋やバーなどで長時間にわたって腰を落ち着け、お酒を飲む場合
合理的な通勤経路から外れる場合
通勤経路からはずれ、または門戸を構えた観相家のところで、長時間にわたり、手相や人相をみてもらう場合

通常通勤の途中で行うようなささいな行為については、逸脱・中断とされることはありません。

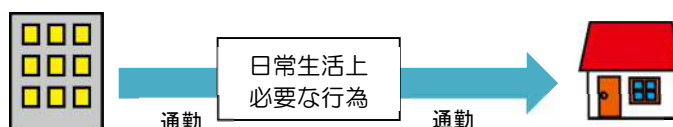
通勤経路の近くにある公衆トイレを利用する場合
通勤経路上の店でタバコや雑誌を購入する場合
通勤経路上の店で渴きを癒すため、ごく短時間、お茶を飲む場合
通勤経路上で商売をしている手相見、人相見に立ち寄ってごく短時間、手相や人相をみてもらう場合

通勤の途中で逸脱・中断をした場合には、その後の行為は就業に関して行なう行為ではなく、逸脱・中断の目的に関して行う行為になると考えられますので、原則としてその後は通勤とは認められません。



◇ 日常生活上必要な行為

しかしながら、通勤の実態を考慮し、通勤の途中で「日用品の購入その他日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う」場合には、その逸脱または中断の間を除き、合理的な経路に復した後は通勤と認められることになっています。具体的には、次に挙げるようなものが日常生活上必要な行為とみなされます。



日用品の購入その他これに準ずる行為	
<input type="radio"/>	帰途で惣菜等を購入する場合
<input type="radio"/>	独身者が食事のために食堂に立ち寄る場合
<input type="radio"/>	クリーニング店に立ち寄る場合
公共職業能力開発施設において行われる教育訓練、学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為	
<input type="radio"/>	公共職業能力開発施設に通う場合
<input type="radio"/>	小学校、中学校、高等学校、大学等に通う場合
<input checked="" type="radio"/>	自動車教習所、予備校に通う場合
選挙権の行使その他これに準ずる行為	
<input type="radio"/>	選挙権の行使
<input type="radio"/>	最高裁判所裁判官の国民審査権の行使
<input type="radio"/>	住民の直接請求権の行使
病院または診療所において診察または治療を受けること、その他これに準ずる行為	
<input type="radio"/>	病院・診療所で診察または治療を受ける場合
<input type="radio"/>	人工透析を受ける場合
<input type="radio"/>	あん摩、マッサージ指圧師、柔道整復師、はり師、きゅう師などの施術を受ける場合

【事例 13】 経路上の理髪店に立ち寄った場合

Q. 通勤経路上の理髪店に立ち寄った後、帰途についている途中で交通事故にあった負傷した。通勤災害が認められるか。

A. ○ 「日常生活上必要な行為」とは、一般的に、日常の家庭生活において必要な行為であり、所要時間も短時間であり、本人または家族の衣、食、住、保健、衛生など、家庭生活を営む上で必要な行為をいいます。理髪店に立ち寄ることはこれに該当し、通常の経路に復した後の災害は通勤災害に該当すると考えられます。

→ 結婚式のためのセットは、日常生活上必要な行為には該当しないとされます。

【事例 14】 経路を離れてスーパーに向かった場合

Q. 会社から退勤する途中、夕食の材料を購入するために、自宅と反対方向にあるスーパーに向かって歩いていったとき、転んで怪我をした。通勤災害となるか。

A. × 夕食の材料を購入することは日常生活上必要な行為ではありますが、経路を逸脱している間の災害は通勤災害とは認められません。

【事例 15】 友人と喫茶店に立ち寄った場合

Q. 退社する際に職場の友人とあったので、近くの喫茶店に立ち寄り 40 分ほどコーヒーを飲みながら歓談した。その帰りに転んで怪我をしたが、通勤災害となるか。

A. × 喫茶店で友人と歓談することは日常生活上必要な行為とは認められず、通勤とはみなされません。

### 3. おわりに

通勤災害の範囲について、過去の例を基に認められるもの、認められないものをいくつか挙げましたが、個々の事案の様々な要素を総合的に判断するものであり、似たような事案であっても、必ずしもここに挙げたような認定を受けるとは限りません。

また、労働者の働く環境は様々に変化しています。複数就業者の事業者間の移動、単身赴任者の赴任先の住居が通勤災害として認められたのは平成 17 年のことであり、つい最近といえるでしょう。今後も時代の変化に応じて、新たな法改正があったり、通勤災害に関する「住居」「就業の場所」や「日常生活上必要な行為」といったことばの定義も、解釈が変わっていくことでしょう。



お問い合わせはこちらまで



**柚木社会保険労務士事務所**  
Yunoki Labor and Social Security Attorney

東京都豊島区西池袋 3-21-13-1011

TEL : 03-5953-2871 FAX : 03-5953-2872

#### 業 務 内 容

労働・社会保険の年度更新・算定業務等  
各種助成金の申請  
従業員の入退社に伴う人事・労務管理  
給与計算  
就業規則作成  
安全衛生管理  
個別労働関係紛争の解決  
その他行政対応  
年金相談